

令和9年善光寺御開帳を見据えた
長野市粉もの関連事業（イベント開催・新商品開発・情報発信）
企画運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、令和9年善光寺御開帳を見据えた長野市粉もの関連事業（イベント開催・新商品開発・情報発信）企画運營業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

（業務の目的）

第2 本業務の目的は、長野県内の100年フード認定団体とも連携し、市民及び観光客が長野市の特徴である「粉もの文化」を多角的に体験できる機会を創出することで、地産地消の推進、持続的な観光・文化振興につなげることを目指すものである。

併せて、令和9年に開催される善光寺御開帳を見据え、増加が見込まれる国内外の来訪者に対し、長野市の食文化を全国及び海外にPRするための映像制作及び情報収集・発信を行うものである。

（契約の概要）

第3 契約の概要は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称

令和9年善光寺御開帳を見据えた長野市粉もの関連事業（イベント開催・新商品開発・情報発信）企画運營業務委託

(2) 業務の内容

- ・大規模イベント「ながの100年フードフェス」の開催に関すること【春期】
- ・大規模イベント「ながの100年フード秋まつり」の開催に関すること【秋期】
- ・日常接点作りイベント「粉もの市」の開催に関すること【通年】
- ・粉ものを活用した新商品の開発に関すること
- ・長野市の粉もの文化に関する情報発信に関すること
- ・独自企画に関すること

※詳細は、別紙『令和9年善光寺御開帳を見据えた長野市粉もの関連事業（イベント開催・新商品開発・情報発信）企画運營業務委託仕様書』のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年1月31日まで

(4) 予定する事業費の上限額

金12,700千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※本事業は、令和8年度予算の成立及び「令和8年度地域発 元気づくり支援金事業」の採択を条件とする案件である。採択結果により予算上限額が変更

となった場合は、優先交渉権者と協議の上、業務内容及び契約金額を調整するものとする。

(プロポーザル方式の採用理由及び選定方式)

第4 本事業は、標準的な実施方法が確立されていないことから、事業者の専門的な知識及び経験から事業の実施についての提案を受け、仕様を決定するプロポーザル方式とする。

2 選定方式は、令和9年善光寺御開帳を見据えた長野市粉もの関連事業（イベント開催・新商品開発・情報発信）企画運營業務委託に関する提案を広く求め、その内容等を総合的に比較検討することで、最も適格と判断される事業者を選定するプロポーザル方式とする。

(実施スケジュール)

第5 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 公募の開始 | 令和8年4月2日(木) |
| (2) 質疑の受付 | 令和8年4月2日(木)～同月10日(金) |
| (3) 質疑に対する回答 | 令和8年4月2日(木)～同月13日(月) |
| (4) 参加申込書等の受付 | 令和8年4月2日(木)～同月13日(月) |
| (5) 企画提案書の受付 | 令和8年4月2日(木)～同月13日(月) |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 令和8年4月15日(水) 午後1時～午後5時
場所：長野市役所第二庁舎10階 会議室 201 |
| (7) 選定結果通知 | 選定後速やかに通知 |
| (8) 仕様の及び見積の協議 | 令和8年4月中旬～下旬 |
| (9) 契約締結 | 令和8年4月下旬～5月上旬 |
| (10) 事業の開始 | 契約締結後 |

(提案者に求められる資格要件)

第6 本プロポーザルの参加資格として、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい十分な知識、経験、技術を備えており、かつ事業目的の達成、事業計画の遂行に必要な

な組織及び人員体制を有していること。

(5) 長野市役所で行うプレゼンテーション及び打合せ等に参加できる者であること。

(質疑及び回答)

第7 質疑及び回答は次のとおりとする。説明会を開催しないことから、疑問点等はこれをもって問い合わせること。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び仕様書の内容）に関する質問については、質問書（様式1）を電子メールに添付し「第15 事務局」宛に送信した上、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期間

令和8年4月2日（木）から同月10日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

回答は、質問書（様式1）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで行うものとする。

(4) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

(参加申込書等の提出)

第8 参加申込書等の提出は、次のとおりとする。プロポーザルに参加を希望する者は、必ず提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 法人概要調書（様式3）

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、本協議会への送達が可能である書留等によるものとし、提出期間内に「第15 事務局」に到達したものを有効とする。

(3) 提出期間

令和8年4月2日（木）から同月13日（月）まで（土日を除く。）

※受付時間は、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出場所

「第15 事務局」と同じ。

(企画提案書等の提出)

第9 企画提案書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式任意)

イ 見積金額及びその積算内訳書

(2) 企画提案内容

ア 記載すべき内容

- ・別紙仕様書に基づく業務に対する企画
- ・業務実施に当たってのコンセプト
- ・作業工程表
- ・業務実施体制(人員配置)
- ・過去の類似事業の実績

イ 記載要領

- ・様式は任意とするが、内容は、必要十分かつ簡潔に記載すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。提出期間内に「第15 事務局」に到達したものを有効とする。

(5) 提出期間

令和8年4月2日(木)から同月13日(月)まで(土日を除く。)

※受付時間は、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(6) 提出場所

「第15 事務局」と同じ。

(7) その他

ア 1事業者が複数の提案をすることは認めない。

イ 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

ウ 必要書類が整っていないものは、失格とする。

(提案内容の審査及び結果通知)

第10 提案内容の審査及び結果通知は、次のとおりとする。

(1) 選定委員会の設置

委託事業者は、令和9年善光寺御開帳を見据えた長野市粉もの関連事業(イベント開催・新商品開発・情報発信)企画運營業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置して選定する。

(2) 選定方法

選定委員会は、提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、提案の内容

を総合的に評価し、最も評価の高い企画提案者を委託契約優先交渉権者とする。

なお、評価基準及び配点は、「(別表1)」のとおりとする。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 日時 令和8年4月15日(水) 午後1時～5時(開始時間は個別に連絡)

イ 場所 長野市役所第二庁舎10階 会議室201

ウ 企画提案の所要時間 プレゼンテーション15分、質疑10分

エ その他 Microsoft PowerPoint等を用いたプレゼンテーションを希望する場合は、事前に事務局まで連絡すること。

(4) 審査結果通知

選定結果は、決定後速やかに、企画提案書等を提出した全ての事業者に対し、電子メールによって通知する。

(5) 選定過程の非公開

選定委員会は、非公開とする。見積価格や評価点等についても、今後の事業者選定に対し支障を及ぼす恐れがあるため、非公開とする。

評価順位についても、当該法人等の競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるため、非公開とする。また、審査及び選定結果並びに当該内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(仕様の協議及び見積)

第11 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、発注者と受託者が協議する。協議が整った場合は、改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、契約書を取り交わすものとする。
- (4) 発注者は、契約締結後においても受託者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。
- (5) 契約保証金は不要とする。
- (6) 委託料の支払いは、業務が終了した際に提出される報告書に基づき、発注者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払うものとする。
- (7) 委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合は、委託料を減額する。
- (8) 発注者である長野市地産地消推進協議会令和8年度予算の承認後、契約を締結する。

(提出書類の取扱い)

第12 本プロポーザルの実施に当たり、提案者が発注者へ提出する書類の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(その他)

第13 本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加申込書等を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届（任意様式）を「第15 事務局」へ提出すること。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。

ア 「第6 提案者に求められる資格要件」の要件を満たさない者

イ 正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加又は遅れた者

ウ 企画提案書において、「第3 契約の概要」に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者

エ 提出書類に虚偽の記載をした者

オ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正若しくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

(労働条件の確保)

第14 業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

(事務局)

第15 本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市農林部農業政策課内（長野市役所第二庁舎 8 階）

長野市地産地消推進協議会事務局

担当者：伊藤、本藤

電話：026-224-5098（直通）

FAX：026-224-5113

E-mail：nosei@city.nagano.lg.jp

※連絡は、原則として電子メールを利用し、件名に「長野市粉もの関連事業企画運営業務について」という文字を入れること。

(様式1)

令和9年善光寺御開帳を見据えた
長野市粉もの関連事業（イベント開催・新商品開発・情報発信）
企画運營業務委託プロポーザル質問書

令和 年 月 日

提出先 長野市地産地消推進協議会長

所在地
名称
代表者職氏名

令和9年善光寺御開帳を見据えた長野市粉もの関連事業（イベント開催・新商品開発・情報発信）企画運營業務委託プロポーザルについて、次のとおり質問します。

質 問 事 項		
連 絡 先	住所・名称	法人所在地・名称と異なる場合は、記入してください。
	所属	
	ふりがな 担当者氏名	
	電話	
	FAX	
	電子メール	

※質問がない場合は、提出不要です。

(様式2)

令和9年善光寺御開帳を見据えた
長野市粉もの関連事業（イベント開催・新商品開発・情報発信）企画運營業務委託
公募型プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

提出先 長野市地産地消推進協議会長

所在地
名称
代表者職氏名

当法人は、令和9年善光寺御開帳を見据えた長野市粉もの関連事業（イベント開催・新商品開発・情報発信）企画運營業務委託公募型プロポーザルの実施要領の条件により、プロポーザルへの参加を申し込みます。

連絡先	住所・名称	法人所在地・名称と異なる場合は、記入してください。
	所属	
	ふりがな 担当者氏名	
	電話	
	FAX	
	電子メール	

(様式3)

令和9年善光寺御開帳を見据えた長野市粉もの関連事業（イベント開催・新商品開発・情報発信）企画運營業務委託公募型プロポーザル法人概要調書

名称			
所在地			
代表者職氏名			
設立年月	年 月	資本金	円
従業員数	従業員 人（うちパート 人）		
支店等	あり（ ）か所 ・ なし ※ありの場合、支所等の所在地一覧を別紙として添付すること。		
業種			
事業内容			
同業他社と比べてPRしたい点			
主な事業実績（※1） （閲覧できるサイトがあれば、主なもののURLを記入。3つまで）			
長野市を含む地方公共団体及び企業等との主な取引実績（複数ある場合、長野市及び長野市に近い市町村等を優先して記載）	（記載例：〇〇市 〇年度 〇〇業務委託/〇〇〇〇 発注）		

※1 特徴あるもの、自己の強みが出ているものが望ましい。サイトは実績そのもの（サイト構築業務等）でも、実績を閲覧できるものでも構わない。閲覧できるサイトがない場合は、事業実績を具体的に記入のこと（別紙の使用も可）。

(別表 1)

評価基準	審査の視点	配点				
		非常に優れている	優れている	標準的	標準よりやや劣る	評価に値しない
① 業務理解度	本事業の目的を的確に理解しているか	10点	7点	5点	3点	0点
② 提案内容の的確性・実現性・独創性	実施場所・方法が効果を見込めるものか	10点	7点	5点	3点	0点
	来場者、消費者の興味を引く内容であるか	10点	7点	5点	3点	0点
	令和9年の善光寺御開帳を見据えた企画提案内容であるか	10点	7点	5点	3点	0点
	工程や内容に無理がなく、実現性があるか	10点	7点	5点	3点	0点
	効率的な作業手順となっているか	10点	7点	5点	3点	0点
	独自の企画や工夫が盛り込まれているか	10点	7点	5点	3点	0点
③ 業務実施体制、実績	業務遂行に必要な財政基盤を有しており、業務遂行可能な人員が確保されているか	10点	7点	5点	3点	0点
	類似のイベントの開催の実績や運営のノウハウを有しているか	10点	7点	5点	3点	0点
	映像制作の実績や広報のノウハウを有しているか	10点	7点	5点	3点	0点
④ 価格	価格が提案内容に対して妥当なものであるか	10点	7点	5点	3点	0点